

## 交通安全テスト

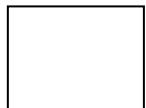
(中学・高校生用)

正しいものには○、間違っているものには×を記入してください。

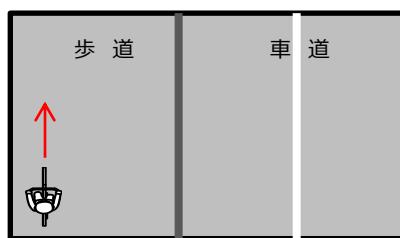
- ① 自転車を運転する前には、故障がないか点検を行う。



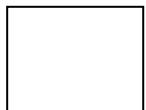
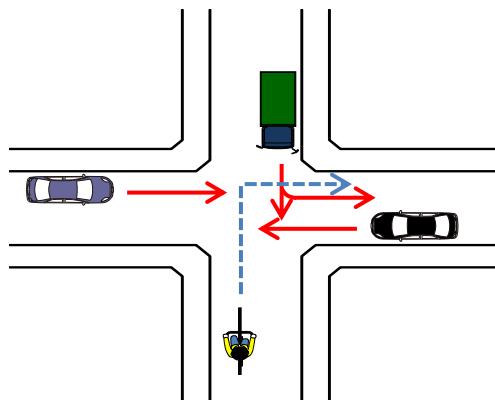
- ② 下図の道路を自転車で走行する際、路側帯（道路の端の白色1本線の内側）内であればどちら側を走行してもよい。



- ③ 自転車で歩道を通行する際は、歩行者の通行を妨げないよう注意しながら下図の位置を通行しなければならない。



- ④ 下図のように自転車で交差点を右折する際、その交差点を直進しようとする車両や左折しようとする車両等の進行を妨げてはならない。



- ⑤ 信号無視等の一定の危険な違反行為を繰り返し行つた自転車運転者は、自転車運転者講習を受講しなければならないが、これは18歳以上が対象である。



## 交通安全テスト解説

(中学・高校生用)

- ① 自転車を運転する前には、故障がないか点検を行う。

★解説★

故障した自転車の運転は大変危険です。

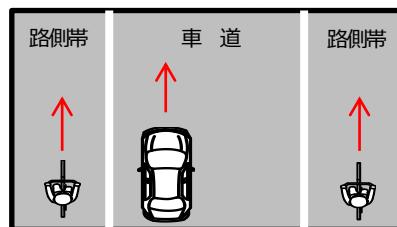
自転車を運転する前には必ず点検を行いましょう。



- ② 下図の道路を自転車で走行する際、路側帯（道路の端の白色1本線の内側）内であればどちら側を走行してもよい。

★解説★

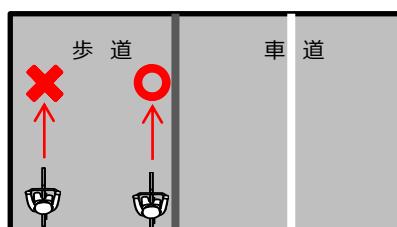
道路の左側の路側帯は走行できますが、右側の路側帯は通行することができません。



- ③ 自転車で歩道を通行する際は、歩行者の通行を妨げないよう注意しながら下図の位置を通行しなければならない。

★解説★

自転車で歩道を通行する際は、歩道の車道寄りを徐行し、歩行者の通行を妨げるおそれがあるときは、一時停止しなければなりません。

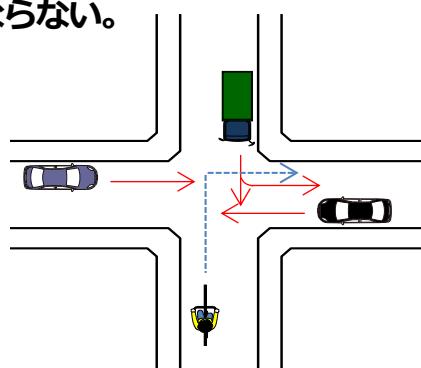


- ④ 下図のように自転車で交差点を右折する際、その交差点を直進しようとする車両や左折しようとする車両等の進行を妨げてはならない。

★解説★

交差点を右折する場合、直進車や左折車が優先となり、その車両の進行を妨げてはいけません。

直進車や左折車が通過したのを確認してから右折しましょう。

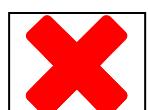


- ⑤ 信号無視等の一定の危険な違反行為を繰り返し行つた自転車運転者は、自転車運転者講習を受講しなければならないが、これは18歳以上が対象である。

★解説★

対象者は14歳以上です。

中高生でも違反行為をして繰り返し検挙されると講習の対象となりますので注意しましょう。



## ＜交通安全テスト＞

令和3年11月号

### 解答・解説 (中・高校生用)

#### ① 自転車を運転する前には、故障がないか点検を行う。【○】

A：自転車に乗る前にはブレーキやライトの点検をしましょう。

- 交通の方法に関する教則 第3章第1節2（自転車の点検（抜粋））

自転車に乗る前には、次の要領で点検をし、悪い箇所があつたら整備に出しましょう。

- (1) サドルは固定されているか。また、またがつたとき、両足先が地面に着く程度に調節されているか。
- (2) サドルにまたがつてハンドルを握ったとき、上体が少し前に傾くように調節されているか。
- (3) ハンドルは、前の車輪と直角に固定されているか。
- (4) ペダルが曲がっているなどのために、足が滑るおそれはないか。
- (5) チェーンは、緩み過ぎていないか。
- (6) ブレーキは、前・後輪ともよく効くか。
- (7) 警音器は、よく鳴るか。
- (8) 前照灯は、明るいか。
- (9) 方向指示器や変速機のある場合は、よく作動するか。
- (10) 尾灯や反射器材は付いているか。また、後方や側方からよく見えるか。
- (11) タイヤには十分空気が入っているか。また、すり減っていないか。
- (12) 自転車の各部品は、確実に取り付けられているか。

#### ＜指導のポイント＞

- ① ハンドルは前輪と直角に固定されているか
- ② ライトは明るくつくか
- ③ ブレーキは、前・後輪ともよく効くか
- ④ タイヤは十分に空気が入っているか、また、すり減っていないか
- ⑤ ベル（警音器）は、よく鳴るか
- ⑥ サドルは固定されているか、また、またがつたとき両足先が地面に着く程度に調節されているか

の順番で自転車の点検を行ってください。

#### ② 下図の道路を自転車で走行する際、路側帯（道路の端の白色1本線の内側）内であれどどちら側を走行してもよい。【×】

A：道路の左側部分に設けられた路側帯を通行することができるが、右側部分の路側帯は通行することができません。

- 道路交通法第17条第1項（通行区分（抜粋））

車両は、歩道又は路側帯と車道の区別のある道路においては、車道を通行しなければならない。

- 道路交通法第17条の2（軽車両の路側帯通行）

- ・ 同法第1項

軽車両は、前条第1項の規定にかかわらず、著しく歩行者の通行を妨げることとなる場

合を除き、道路の左側部分に設けられた路側帯（軽車両の通行を禁止することを表示する道路標示によって区画されたものを除く。）を通行することができる。

※ 自転車で道路の右側部分の路側帯を通行すれば通行区分違反になります。

- ・ 同法第2項

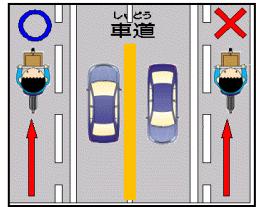
前項の場合において、軽車両は、歩行者の通行を妨げないような速度と方法で進行しなければならない。

#### ＜指導のポイント＞

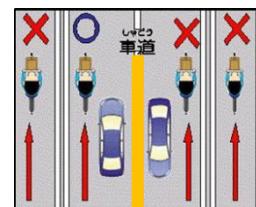
路側帯は3種類あります。



※ 路側帯  
(白い1本線)  
左側の路側帯は通行できる。



※ 駐停車禁止路側帯  
(白い1本線と破線)  
左側の路側帯は通行できる。



※ 歩行者用路側帯  
(白い線が2本)  
通行できない。  
車道の左端を走りましょう。

### ③ 自転車で歩道を通行する際は、歩行者の通行を妨げないよう注意しながら下図の位置を通行しなければならない。【×】

A：自転車で歩道を通行する際は歩道の車道寄りを徐行し、歩行者の通行を妨げるおそれのあるときは、一時停止しなければならない。

- 道路交通法第63条の4第1項（普通自転車の歩道通行（抜粋））

普通自転車は、次に掲げるときは、第17条第1項の規定にかかわらず、歩道を通行することができる。ただし、警察官等が歩行者の安全を確保するため必要があると認めて当該歩道を通行してはならない旨を指示したときは、この限りでない。

- 1 道路標識等により普通自転車が当該歩道を通行することができることとされているとき。



自転車通行可



歩道通行可を示す標示

- 道路交通法施行令第26条（普通自転車により歩道を通行することができる者）

- 1 児童及び幼児（13歳未満の子供）
- 2 70歳以上の者
- 3 普通自転車により安全に車道を通行することに支障を生ずる程度の身体の障害として内閣府令で定めるものを有する者

- 道路交通法第63条の4第2項（抜粋）

普通自転車は、当該歩道の中央から車道寄りの部分（道路標識等により普通自転車が通行すべき部分として指定された普通自転車通行指定部分があるときは、当該普通自転車通行指定部分）を徐行しなければならず、また、普通自転車の進行が歩行者の通行を妨げることとなるときは、一時停止しなければならない。

ただし、普通自転車通行指定部分については、当該普通自転車通行指定部分を通行し、又は通行しようとする歩行者がないときは、歩道の状況に応じた安全な速度と方法で進行することができる。

● 交通の方法に関する教則第3章第2節2 (走行上の注意(抜粋))

(8) 歩道を通るときは、普通自転車は、歩行者優先で通行しなければなりません。この場合、次の方法により通行しなければなりません。

ア すぐ停止できるような速度で徐行すること。ただし、白線と自転車の標示によって指定された部分がある歩道において、その部分を通行し、又は通行しようとする歩行者がいないときは、歩道の状況に応じた安全な速度（すぐ徐行に移ることができるような速度）と方法でその部分を通行することができます。

イ 歩行者の通行を妨げるおそれのある場合は、一時停止すること。

＜指導のポイント＞

歩道は歩行者優先ですので、自転車は歩行者の通行を妨げないように歩道の車道寄りを徐行しなければなりません。

また、スピードを出して歩道を走行することは非常に危険ですので、やめましょう。

④ 下図のように自転車で交差点を右折する際、その交差点を直進しようとする車両や左折しようとする車両等の進行を妨げてはならない。【○】

A：直進車や左折車が優先となるため、同車両の進行を妨げてはいけません。

● 道路交通法第37条（交差点における他の車両等との関係等）

車両等は、交差点で右折する場合において、その交差点において直進し、または左折しようとする車両等があるときは、当該車両等の進行妨害をしてはならない。

＜指導のポイント＞

交差点の優先関係をよく理解するとともに、交差点を通行する場合は事故に遭わないために、左右をよく確認してから進行（直進・右折・左折）しましょう。

⑤ 信号無視等の一定の危険な違反行為を繰り返し行つた自転車運転者は、自転車運転者講習を受講しなければならないが、これは18歳以上が対象である。【×】

A：対象は14歳以上です。

規定の違反行為を繰り返せば自転車運転者講習を受けなければなりません。

● 道路交通法第108条の3の4（自転車運転者講習の受講命令（抜粋））

公安委員会は、自転車の運転に関するこの法律若しくはこの法律に基づく命令の規定又はこの法律の規定に基づく処分に違反する行為であつて道路における交通の危険を生じさせるおそれのあるものとして政令で定めるものを反復してした者が、更に自転車を運転することが道路における交通の危険を生じさせるおそれがあると認めるときは、内閣府令で定めるところにより、その者に対し、三月を超えない範囲内で期間を定めて、当該期間内に行われる第108条の2第1項第14号に掲げる講習を受けるべき旨を命ずることができる。

※ 道路交通法第108条の2第1項（講習）

公安委員会は、内閣府令で定めるところにより、次に掲げる講習を行ふものとする。  
第14号～自転車の運転による交通の危険を防止するための講習

～政令で定めるもの～

● 道路交通法施行令第41条の3（危険行為）

法第108条の3の4の政令で定める行為は、自転車の運転に関し行われた次に掲げる行為とする。

- 1 法第7条（信号機の信号等に従う義務）の規定に違反する行為
- 2 法第8条（通行の禁止等）第1項の規定に違反する行為
- 3 法第9条（歩行者用道路を通行する車両の義務）の規定に違反する行為
- 4 法第17条（通行区分）第1項、第4項又は第6項の規定に違反する行為
- 5 法第17条の2（軽車両の路側帯通行）第2項の規定に違反する行為
- 6 法第33条（踏切の通過）第2項の規定に違反する行為
- 7 法第36条（交差点における他の車両等との関係等）の規定に違反する行為
- 8 法第37条（交差点における他の車両等との関係等）の規定に違反する行為
- 9 法第37条の2（環状交差点における他の車両等との関係等）の規定に違反する行為
- 10 法第43条（指定場所における一時停止）の規定に違反する行為
- 11 法第63条の4（普通自転車の歩道通行）第2項の規定に違反する行為
- 12 法第63条の9（自転車の制動装置等）第1項の規定に違反する行為
- 13 法第65条（酒気帯び運転等の禁止）第1項の規定に違反する行為（法第117条の2第1号に規定する酒に酔った状態でするものに限る。）
- 14 法第70条（安全運転の義務）の規定に違反する行為
- 15 法第117条の2第6号又は法117条の2の2第11号の罪に当たる行為（妨害運転）

＜指導のポイント＞

自転車運転者講習の対象となる危険行為

前図に示されている15の違反行為は、自転車運転者講習制度の危険行為として定められています。

